

法人文書の開示決定について（通知）

様
(反対意見書を提出した第三者)

独立行政法人労働政策研究・研修機構 印

から 年 月 日付で「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 14 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日

* 担当課等

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に独立行政法人労働政策研究・研修機構に対して異議申立てをすることができます。